

報酬表 (表示価格は消費税込。令和2.4.1改正)

I. 顧問報酬 (法第2条第1項 第1号・第1号の2・第1号の3に掲げる業務)

社会保険労務士法別表第1のうち、次の8つの法令に基づいて行政機関等に提出する申請書等の作成、申請書等の提出代理 (又は提出代行) 及び労働社会保険諸法令に関する事項の相談・指導の業務 (複雑なものを除く) を、月を単位として継続的に受託する場合に受ける報酬

- 労働基準法 (就業規則、各種労使協定、事業付属寄宿舎規則を除く)
- 労働者災害補償保険法
- 雇用保険法 (二事業に係る給付申請を除く)
- 労働保険の保険料の徴収に関する法律 (概算・確定保険料申告を除く)
- 労働安全衛生法 (許可申請、設計・作図・強度計算、現場確認を除く)
- 健康保険法 (標準報酬月額算定基礎届を除く)
- 厚生年金保険法 (標準報酬月額算定基礎届、年金裁定請求書等年金にかかる申請書を除く)
- 国民年金法 (年金裁定請求書等年金にかかる申請書を除く)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
人員	4人以下	5~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50~69人	70~99人	100~149人	150~199人	200~249人	250~299人	300人以上
報酬月額	24,200円	36,300円	48,400円	60,500円	72,600円	96,800円	121,000円	157,300円	193,600円	229,900円	266,200円	協 議

※1 人員は、事業主・役員を含み、パート等非常勤従業員については2人で正規従業員1人に換算します。 ※2 上記の法律の一部の顧問契約については、右表に掲げる割合となります。

一部顧問の報酬		(左表の額の)
労災保険のみの顧問	継続事業	50%
	有期事業	60%
雇用保険のみの顧問		50%
労災・雇用保険のみの顧問		80%
健康保険のみの顧問		50%
厚生年金保険のみの顧問		50%
健康保険・厚生年金保険のみの顧問		50%

II. 相談顧問報酬 (法第2条第1項 第3号に掲げる業務)

労働社会保険諸法令及び労務管理に関する項目につき、月を単位として継続的に相談を受け、その指導を受託する場合に受ける報酬 (人員のカウントは「顧問報酬」に同じ)

	①	②	③	④	⑤	⑥
人員	~49人	50~99人	100~199人	200~499人	500~999人	1,000人以上
報酬月額	33,000円	55,000円	88,000円	132,000円	176,000円	協 議

III. 手続報酬 (法第2条第1項 第1号・第1号の2・第1号の3に掲げる業務)

手続 (手続代理) ごとに受託する場合に受ける報酬

<p>1. 諸届等</p> <p>① 諸届、報告 22,000円</p> <p>② 許可申請 36,300円</p> <p>2. 就業規則、諸規程の作成・変更、届出</p> <p>① 就業規則</p> <p>② 賃金・退職金・旅費等規程 新規及び全部変更 275,000円~</p> <p>③ 育児・介護休業等規程 一部変更 165,000円~</p> <p>④ その他の人事関係規程 (いずれも一規程につき)</p> <p>◎規程の「審査」については、新規作成と同額を申し受けます。</p> <p>3. 労働保険・社会保険の新規適用届、廃止 (全喪) 届</p> <p>① 新規適用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>労働保険・雇用保険</th> <th>健康保険・厚生年金保険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4人以下</td> <td>55,000円</td> <td>88,000円</td> </tr> <tr> <td>5~9人</td> <td>77,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>10~19人</td> <td>99,000円</td> <td>132,000円</td> </tr> <tr> <td>20人以上</td> <td>1人増すごとに1,100円加算</td> <td>1人増すごとに1,100円加算</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 適用廃止</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>労働保険・雇用保険</th> <th>健康保険・厚生年金保険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10人未満</td> <td>55,000円</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>10人以上</td> <td>1人増すごとに1,100円加算</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	法令	労働保険・雇用保険	健康保険・厚生年金保険	人員			4人以下	55,000円	88,000円	5~9人	77,000円	110,000円	10~19人	99,000円	132,000円	20人以上	1人増すごとに1,100円加算	1人増すごとに1,100円加算	法令	労働保険・雇用保険	健康保険・厚生年金保険	人員			10人未満	55,000円	55,000円	10人以上	1人増すごとに1,100円加算		<p>4. 保険料申告、算定</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人員</th> <th colspan="3">労働保険料概算・確定申告</th> <th rowspan="2">健康保険・厚生年金保険 (算定基礎届) (月額変更届) (賞与支払届)</th> </tr> <tr> <th>継続事業</th> <th>一括有期事業</th> <th>有期事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9人以下</td> <td>33,000円</td> <td>工事24件未満 44,000円</td> <td rowspan="2">55,000円</td> <td>27,500円</td> </tr> <tr> <td>10~19人</td> <td rowspan="2">44,000円</td> <td>24~48件未満 66,000円</td> <td>38,500円</td> </tr> <tr> <td>20~29人</td> <td rowspan="2">66,000円</td> <td>48件以上 協 議</td> <td>49,500円</td> </tr> <tr> <td>30~39人</td> <td rowspan="2">協 議</td> <td></td> <td>60,500円</td> </tr> <tr> <td>40~49人</td> <td></td> <td></td> <td>71,500円</td> </tr> <tr> <td>50人以上</td> <td></td> <td></td> <td>協 議</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 保険給付申請・請求</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>額 (請求1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労災保険・健康保険請求</td> <td>33,000円または支給額の12.5%~18.75%の低い方の額</td> </tr> <tr> <td>年金給付請求【一般的なもの】</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>第三者行為による保険給付請求</td> <td>労災保険 88,000円 健康保険 66,000円</td> </tr> <tr> <td>雇用保険法二事業等による給付請求</td> <td>着手金 申請額の10.0% 助成金報酬 給付額の12.5%~25.0%</td> </tr> <tr> <td>労災保険特別加入に係る給付請求</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>高齢者雇用継続給付・育児休業給付申請</td> <td>証明書 (確認書含む) 16,500円 支給申請 11,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の申請等</td> <td>22,000円</td> </tr> </tbody> </table>	人員	労働保険料概算・確定申告			健康保険・厚生年金保険 (算定基礎届) (月額変更届) (賞与支払届)	継続事業	一括有期事業	有期事業	9人以下	33,000円	工事24件未満 44,000円	55,000円	27,500円	10~19人	44,000円	24~48件未満 66,000円	38,500円	20~29人	66,000円	48件以上 協 議	49,500円	30~39人	協 議		60,500円	40~49人			71,500円	50人以上			協 議	項 目	額 (請求1回につき)	労災保険・健康保険請求	33,000円または支給額の12.5%~18.75%の低い方の額	年金給付請求【一般的なもの】	33,000円	第三者行為による保険給付請求	労災保険 88,000円 健康保険 66,000円	雇用保険法二事業等による給付請求	着手金 申請額の10.0% 助成金報酬 給付額の12.5%~25.0%	労災保険特別加入に係る給付請求	33,000円	高齢者雇用継続給付・育児休業給付申請	証明書 (確認書含む) 16,500円 支給申請 11,000円	その他の申請等	22,000円	<p>6. 各種労使協定</p> <p>① 時間外・休日労働協定届 (1件につき) 18,150円</p> <p>② ①以外の労使協定書作成 (1件につき) 18,150円</p> <p>7. 労働安全衛生</p> <p>① 事故報告 66,000円</p> <p>② 労働者死傷病報告 (休業4日以上) 22,000円</p> <p>③ 一般的な諸届 18,150円</p> <p>④ 労働安全衛生に係る複雑な諸届 協 議</p> <p>8. その他の各法関係</p> <p>① 職業安定法 求人申込 一般 27,500円 " " 学卒 44,000円</p> <p>② 労働者派遣法</p> <p>ア 一般労働者派遣事業許可申請 220,000円</p> <p>イ 特定労働者派遣事業届 110,000円</p> <p>ウ 労働者派遣事業廃止届 55,000円</p> <p>③ 最低賃金法 適用除外申請 33,000円</p> <p>④ 地域雇用開発等促進法、その他各種助成金</p> <p>1つの申請・請求ごとに110,000円に助成額の2%を加算した額。ただし、助成額が5,000万円を超える場合は超える部分についての加算率は協 議</p> <p>⑤ 不服申立 審査請求 121,000円 異議申立 121,000円 再審査請求 181,500円</p>
法令	労働保険・雇用保険	健康保険・厚生年金保険																																																																															
人員																																																																																	
4人以下	55,000円	88,000円																																																																															
5~9人	77,000円	110,000円																																																																															
10~19人	99,000円	132,000円																																																																															
20人以上	1人増すごとに1,100円加算	1人増すごとに1,100円加算																																																																															
法令	労働保険・雇用保険	健康保険・厚生年金保険																																																																															
人員																																																																																	
10人未満	55,000円	55,000円																																																																															
10人以上	1人増すごとに1,100円加算																																																																																
人員	労働保険料概算・確定申告			健康保険・厚生年金保険 (算定基礎届) (月額変更届) (賞与支払届)																																																																													
	継続事業	一括有期事業	有期事業																																																																														
9人以下	33,000円	工事24件未満 44,000円	55,000円	27,500円																																																																													
10~19人	44,000円	24~48件未満 66,000円		38,500円																																																																													
20~29人		66,000円	48件以上 協 議	49,500円																																																																													
30~39人	協 議			60,500円																																																																													
40~49人				71,500円																																																																													
50人以上			協 議																																																																														
項 目	額 (請求1回につき)																																																																																
労災保険・健康保険請求	33,000円または支給額の12.5%~18.75%の低い方の額																																																																																
年金給付請求【一般的なもの】	33,000円																																																																																
第三者行為による保険給付請求	労災保険 88,000円 健康保険 66,000円																																																																																
雇用保険法二事業等による給付請求	着手金 申請額の10.0% 助成金報酬 給付額の12.5%~25.0%																																																																																
労災保険特別加入に係る給付請求	33,000円																																																																																
高齢者雇用継続給付・育児休業給付申請	証明書 (確認書含む) 16,500円 支給申請 11,000円																																																																																
その他の申請等	22,000円																																																																																

※1 手続報酬は、事務代理を行なう場合20%を加算します。 ※2 当法人が社会保険労務士法に基づいて審査する場合は、当該報酬額を申し受けます。 ※3 3.②適用廃止については人員は、労働保険・雇用保険法については1.顧問報酬の項を準用し、健康保険・厚生年金保険については被保険者数とします。職歴証明書及び任意継続被保険者等に関する各種手続作成は、1件につき5,000円を加算します。 ※4 4.保険料申告、算定については人員は3.②の適用廃止を準用します。二元適用事業及び特別加入等が2件以上にわたる場合は、申告書1件ごとに16,500円を加算します。 ※5 5.保険給付申請・請求について、「年金給付請求」の複雑なものは、着手金33,000円。支給発生時 年金額の2ヵ月分または初回返還支給額の12.5%~18.75%の低い方の額。その他複雑なものは、協 議。

IV. 個別労働関係紛争解決代理報酬 (法第2条第1項 第1号の4・第1号の5・第1号の6に掲げる業務)

1. あっせん申請書又は答弁書を作成した場合に受ける報酬	1件につき 181,500円	複雑なものは協 議
2. あっせんを代理する場合に受ける報酬	1時間につき 18,150円	
3. 労働組合による団体交渉立会に受ける着手金	121,000円~242,000円	
4. 労働組合による団体交渉にあたって、立会う場合に受ける報酬	1時間につき 23,100円	
5. 労働組合による団体交渉が終了した際に受ける報酬	121,000円または解決金の12.5%~25.0%の低い方の額	

V. 帳簿作成報酬 (法第2条第1項 第2号に掲げる業務)

労働社会保険諸法令に基づいて帳簿を作成した場合に受ける報酬 (申請書等を除く)

その種類・量ごと協 議

VI. 労務管理報酬 (法第2条第1項 第3号に掲げる業務)

労務管理に関する下記の項目につき、相談・指導、企画・立案及び運用の指導を受託する場合に受ける報酬

(報酬額は、例示の項目ごととする)

項 目	相談・指導	企画・立案	運用の指導	例 示
1. 雇用管理		550,000円		①要員計画 ②採用基準 ③適性検査 ④配置・異動計画 ⑤昇進・昇格計画 (女性昇進制度) ⑥職務再編成
2. 人事管理		825,000円		①職務調査 ②職務分析・職務評価 ③役割要件書、職務記述書 ④職務分掌 ⑤人事考課 ⑥人事記録 ⑦自己申告
3. 教育訓練		550,000円		①教育訓練計画 (新入社員教育、管理者教育、技能訓練、定年退職前教育) ②ビジネス・コーチング
4. 賃金管理	1回・半日につき	825,000円	1回・半日につき	①賃金水準検討 ②賃金体系 ③賞与 ④退職金 (基本給との絶縁) ⑤付加価値・労働分配 ⑥職務発明等報奨制度
5. 労働時間管理	55,000円	550,000円	55,000円	①労働時間 ②変形労働時間制 ③フレックスタイム制 ④裁量労働制 ⑤休暇制度 (リフレッシュ休暇等)
6. 安全・衛生管理		825,000円		①安全・衛生管理計画 ②健康管理 ③作業改善 ④安全・衛生管理組織 ⑤安全・衛生教育計画 ⑥メンタル・ヘルス推進
7. 人間関係管理		825,000円		①モラル・サーベイ ②セクシュアル・ハラスメント防止 ③パワー・ハラスメント防止 ④マタニティ等ハラスメント防止
8. 企業福祉		550,000円		①社員財産形成 ②共済制度 ③慶弔見舞金 ④レクリエーション ⑤カフェテリア・プラン ⑥企業年金
9. 労務監査		1,100,000円		①監査計画 ②労務監査 ③労務監査報告

※ 報酬額は、50人規模を基礎としたものです。50人以上は協 議。労務管理に係る相談・指導を顧問として行なう場合は、協 議。

VII. 相談・立会・調査報酬 (法第2条第1項 第3号に掲げる業務)

1. 相談報酬	労務相談を受ける場合の報酬 (I「顧問報酬」を契約している場合は、特別な労務相談)	1時間につき 16,500円
2. 立会報酬	関係官庁の行なう調査等に立会う場合に受ける報酬 (被調査報告書・是正報告書等の作成を含む)	" 23,100円
3. 調査報酬	依頼を受けた業務に付随して調査・資料収集等特別な業務に従事した場合の報酬	" 19,800円

※1 いずれも1時間未満の場合、1時間の額を申し受けます。 ※2 立会報酬・・・ご依頼により2名以上の社労士が立会った場合は、1名につき同金額を申し受けます。

VIII. 講演報酬 (法第2条第1項 第1号の3に掲げる業務)

1時間につき 110,000円 (資料作成料を含む)

(資料印刷代は含まれません。1時間未満の場合、1時間の額を申し受けます)

IX. 旅費・日当・宿泊費 (業務依頼に関し出張した場合に受ける報酬)

旅費	鉄道 (グリーン)、航空機、船舶 (特等) の実費	宿泊費	実 費	日当	55,000円
----	---------------------------	-----	-----	----	---------

X. 給与計算事務料

- 基本料 月額22,000円。ただし、初期プログラミング料として、給与計算事務料の2ヵ月分を申し受けます。
- 5人以上は、基本料に1人増すごとに550円を加算します。③賞与計算は、1回につき上記給与計算と同様の額を申し受けます。
- 臨時の給与計算は、事前見積のうえ協 議。

XI. 特例

- ①印紙税は、別途頂戴します。 ②緊急依頼は、20%を加算します。 ③着手料……既適用事業場を新規契約した場合は当該報酬の0.5ヵ月分。手続報酬及び労務管理報酬は当該報酬の50%以内。就業規則等規程の作成については50%。ただし、着手料受領後の解約は着手料の返却をいたしません。
- [表示価格は消費税込です。また、源泉税は差し引いて頂く必要はありません]

※この報酬表は、予告なく改正することがあります。

社会保険労務士法 別表第1

【平成31年4月1日施行】

1 労働基準法（昭22年49号）	20の14 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平4年63号）
2 労働者災害補償保険法（昭22年50号）	20の15 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平4年90号）
3 職業安定法（昭22年141号）	20の16 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律
4 雇用保険法（昭49年116号）	20の17 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
5 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭31年126号）	20の18 林業労働力の確保の促進に関する法律（平8年45号。第13条の規定に限る。）
6 <削除>	20の19 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
7 職業能力開発促進法（昭44年64号）	20の20 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律
8 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭33年158号。第10条の2の規定に限る。）	20の21 石綿による健康被害の救済に関する法律（平18年4号。第38条及び第59条の規定に限る。）
9 最低賃金法（昭34年137号）	20の22 次世代育成支援対策推進法（平15年120号）
10 中小企業退職金共済法（昭34年160号）	20の23 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平23年47号）
11 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭52年94号）	20の24 生活困窮者自立支援法（平25年105号。第16条第1項及び第21条第2項の規定に限る。）
12 じん肺法（昭35年30号）	20の25 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平26年137号）
13 障害者の雇用の促進等に関する法律	20の26 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭45年98号）
14 <削除>	20の27 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平27年64号）
15 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭37年150号。第25条の規定に限る。）	21 健康保険法
16 労働災害防止団体会法（昭39年118号）	22 船員保険法
17 港湾労働法（昭63年40号）	23 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭28年206号）
18 雇用対策法（昭41年132号）	24 厚生年金保険法
19 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭42年92号）	25 国民健康保険法
20 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	26 国民年金法
20の2 家内労働法（昭45年60号）	27 独立行政法人福祉医療機構法（平14年166号。第12条第1項第12号及び13号並びに附則第5条の2の規定に限る。）
20の3 勤労者財産形成促進法（昭46年92号）	28 石炭鉱業年金基金法（昭42年135号）
20の4 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭46年68号）	29 児童手当法（昭46年73号）
20の5 沖縄振興特別措置法（平14年14号。第78条の規定に限る。）	29の2 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平22年19号）
20の6 労働安全衛生法（昭47年57号）	29の3 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平23年107号）
20の7 作業環境測定法（昭50年28号）	30 高齢者の医療の確保に関する法律
20の8 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭51年33号）	31 介護保険法
20の9 賃金の支払の確保等に関する法律（昭51年34号）	32 前各号に掲げる法律に基づく命令
20の10 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭56年72号。第16条〔第18条の規定により読み替える場合を含む。〕及び第20条の規定に限る。）	33 行政不服審査法（前各号に掲げる法令に係る不服申立ての場合に限る。）
20の11 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭60年88号）	
20の12 地域雇用開発促進法（昭62年23号）	
20の13 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平3年57号）	